

## 北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱（事務局案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の公開）

第2条 条例第2条第1号の規定による対策に関する専門委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に係る審議については、この限りでない。

2 条例第2条第2号及び第3号に掲げる所掌事務に関する専門委員会の会議は、原則として非公開とする。

### （除斥）

第3条 委員は、条例第2条第3号に規定する重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、専門委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

### （調査）

第4条 専門委員会は、条例第2条の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、教育委員会に報告するものとする。

2 専門委員会は、前項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で教育委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員が2人以上で行うものとする。

4 専門委員会は、第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者等が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であると認めるときは、その機会を与えることができる。

### （報告）

第5条 専門委員会は、所掌事務（条例第2条第1号に規定する所掌事務を除く。）に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

### （委員会の庶務）

第6条 専門委員会の庶務は、教育委員会指導部指導第二課において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。